

「大津市障害福祉サービス事業所等感染症対策研修会」事前質問に関する Q&A

Q 新型コロナウイルス感染症が5類になり、厚生労働省が提示していたひな形が「新型コロナウイルス新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」となっているが、そのままの明記でよいのか。

また、コロナ禍に合わせた内容となっており、実際インフルエンザウイルスと同等の扱いとなったため、記載事項に悩む点があるがどうすべきか。

A BCP については、主に自然災害及び感染症に対する平常時及び発生時の対応について作成する必要があります。現在、厚生労働省が示しているひな形は新型コロナウイルス感染症発生時となっていますが、対応については他の感染症と共通する部分も多いため基本的にはそのひな形を活用して修正・追加等していただければと思います。

また事前資料としてお送りしている感染対策指針作成の手引き P3 の比較表をご確認ください。本日の研修で説明した感染症対策指針と感染症 BCP は共通する部分も多いため、最低限、感染症対策指針で網羅できていない項目については、感染症 BCP として作成をお願いします。

Q 来年度の委員会義務化に伴い少しでも BCP に関する知識や情報を学びたいです。

A BCP の作成にあたっては大津市自立支援協議会及び大津市障害福祉課のホームページに掲載している作成支援ツールを活用いただき、各事業所で作成をお願いします。また大津市自立支援協議会では、BCP に関連する様々な研修を行っております。今回の研修だけでなく他の研修にも積極的に参加いただき、情報収集されることをお勧めします。

Q 職員の家族等に感染者が出た場合に出席停止措置が必要となりますか？

A 感染症法上の1類・2類に位置付けられ、ヒトからヒトに感染する感染症については、濃厚接触者は一定期間の行動制限があります。

結核のように感染から発病まで期間が長い感染症は検査の対象になっても出席停止にはなりません。

Q 小規模事業所でできる対策を知りたい。

A 感染対策は標準予防策が基本となります。

また、施設内で感染者がいない平時から予防的に取り組むものと、感染者を把握してからの有事の対策（感染経路の特定と遮断）があります。

施設の規模で対策が異なるものではありませんが、職員数も少なく、医療職がない等の事情があると思うので、予め誰もが対応できるようマニュアルの準備や相談先を確保しておくことが必要だと思います。

Q 感染症対策について、どこに相談すればよいのかが一番悩んでいること。かかりつけ医に相談しても施設の状況の理解が困難であり欲しい答えにたどり着けないことが多々ある。またコロナ禍ではグループホームが、施設扱いになる時と在宅扱いになる時と様々な基準の判断に困ることが多くあった。

A 施設内で感染症患者が発生した場合には、①感染症患者が適切な治療を受けられることと②施設内で感染拡大しないことの大きく2点の対策が必要です。

①についてはかかりつけ医や診断医へ相談、②については保健所に相談いただくと良いと思います。

適切な感染拡大防止策を取るためには、その原因を推定することが必要なため、施設内の職員や利用者の健康状態や生活状況等の調査へのご協力をお願いします。

コロナ禍では多くの高齢者が自宅や施設で療養いただくこととなりました。療養場所の病状や生活環境などにより①病院（重症例・重症化リスクが高い）②ホテル（軽症だが元の居所での療養が困難）③自宅・入所施設等（軽症かつ元の居所で療養が可能）の3パターンで判断していました。施設の職員の皆様にはご協力いただき、ありがとうございます。

Q アルコール消毒と次亜塩素系の消毒とで、効果のある菌と無い菌の区別ができる一覧みたいなのがあればありがたいと思っています。（調べたら出るのかもしれませんが…）

A 次亜塩素酸ナトリウムは多くの菌やウイルスの消毒に効果がありますが、金属を腐食させ、皮膚にも刺激が強いのが特徴です。一般的に嘔吐・下痢などの胃腸症状を呈するウイルスの消毒には次亜塩素酸ナトリウム、インフルエンザのような呼吸器症状を呈するウイルスにはアルコールを使用しますが必要な濃度や消毒する物により注意が必要な場合もあります。感染症に関する書籍も多く出版されていますので、使いやすい物を活用してください。

Q 施設とは違い、訪問だと個別の事情が違いすぎて、マニュアルが作成しづらい

A 環境は個別により差が大きいと思いますが、標準予防策による職員や利用者の感染対策は施設と共通です。職員が菌やウイルスを媒介しないよう適切なPPEと訪問の順番の工夫ができると良いと思います。

Q 新型コロナ、インフルエンザ、ノロウイルスなど各各の感染症に対し、本人が感染した場合、家族が感染した場合、職場で発生した場合について、出勤または自宅待機の判断基準を、また“濃厚接触”の基準についても大津市発信の一定の判断基準があれば職員やご家族様に伝えやすくなるのですが、難しいでしょうか？

A 感染症法に基づいた入院（行動制限）や就業制限の必要があるものについては、一定の基準をお示しできますが、新型コロナ、インフルエンザ、ノロウイルスについてはお示しで

きる基準はありません。

各施設の危機管理としてルール化して頂く事になりますが、学校保健安全法を参考にするのも1つの方法です。またノロウイルスのような食中毒を起こすウイルスについては、症状が軽快した後も一定期間は、可能であれば食事に関わる業務を控えることをお勧めします。